# 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年4月12日

世田谷区

## 1.業務概要

## (1)件名

平成28年度(仮称)世田谷区産業ビジョン及び産業振興計画策定支援業務委託

# (2)目的

平成20年度から10年間を期間とした世田谷区産業ビジョン及び平成26年度から4年間を期間とした世田谷区産業振興計画は、平成29年度で区切りを迎える。そのため、平成30年度からの、10か年を見通した区内産業のあり方や今後の展開の方向性についての指針となる、新たな(仮称)産業ビジョン及びそれを具体化する(仮称)産業振興計画について、平成28年度から29年度にわたり検討を行い、策定をする。

本業務は、(仮称)世田谷区産業ビジョン及び産業振興計画策定に係る専門的見地からの企画立案、各種検討会議体の資料作成及び運営支援などの、平成28年度における支援業務の委託を行うものである。

# (3)内容

策定スケジュールの管理

ビジョン及び計画策定における論点の整理(関連資料等を活用した調査・分析・ 検討)

世田谷区を取り巻く経済社会環境等の現状把握・分析

と現ビジョン及び計画の進捗状況等を踏まえた現況の整理・分析、課題の抽出 外部検討会議体の会議資料等作成、運営支援、会議録作成

庁内検討会議体の会議資料等作成、運営支援、会議録作成

区担当課との作業確認、打合せ及び打合せ記録の作成(適宜)

「検討の中間まとめ」の作成

その他、区担当課が指示すること

#### (4)履行期間

契約の日から平成30年3月31日まで(予定)(平成28年度~29年度) 但し、平成29年度の契約については、平成29年度の予算配当を条件とする。 また、平成28年度の履行状況及び平成29年度の契約交渉により随意契約を締結 しない場合がある。

# 2.参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1)世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第 167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。 また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5)「市場・補償鑑定関係調査業務」の共同運営格付がA~Bであること。
- (6)提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- 3.提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者数を概ね4者とする。参加表明者が多数の場合は、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を通知するものとする。

- (1) 本事業に類似する業務の実績等
- (2) 業務担当者の実績、経歴等
- 4.提案書を特定するための評価項目
- (1) 実施体制に関する事項
  - ・業務責任者等の実績、経歴等
  - ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2)類似する業務の実績
- (3)業務の実施方針
  - ・産業ビジョン及び産業振興計画の策定方針の企画提案能力
  - ・世田谷区産業ビジョン等関連計画の認識・理解状況
  - ・関連資料、統計データ等を活用した区内産業状況の的確な整理及び分析を行 う能力
  - ・外部検討会議、庁内検討会議の運営支援能力
- (4)見積金額の妥当性
- (5)プレゼンテーション内容
  - ・説得力
  - ・コミュニケーション能力
- 5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

- 6.手続き等
- (1)担当所管課

世田谷区産業政策部商業課 担当 野田・本田

住所:〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話:03-3411-6644 FAX03-3411-6635

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

期間:平成28年4月12日(火)から4月26日(火)午後3時まで場所及び方法:上記(1)担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ(くらしのガイド)仕事・産業・就職 おしらせ)にて公開( ダウンロード可)

(3)参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限:平成28年4月26日(火)午後3時まで必着

場所:上記(1)担当所管課

方法: 持参、郵送又はファクシミリ送信(ただし、郵送又はファクシミリ送信の場

合の未着事故についてはその責を負いません。)

(4)提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限:平成28年5月30日(月)午後3時まで必着

場所:上記(1)担当所管課

方法:持参に限る

### 7.その他

- (1)提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2)提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4)契約保証金 免除
- (5)契約書作成の要否 要
- (6)当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随 意契約により締結する予定の有無無
- (7)関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ
- (8)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) その他詳細は説明書による。